

## 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律

(平成11年7月28日法律第110号)

最終改正：平成25年11月22日法律第76号

### (目的)

第1条 この法律は、持続性の高い農業生産方式の導入を促進するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であつて、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。

- 一 たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であつて、土壌の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 二 肥料の施用に関する技術であつて、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
- 三 有害動植物の防除に関する技術であつて、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

### (導入指針)

第3条 都道府県は、当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）を定めることができる。

2 導入指針においては、都道府県における主要な種類の農作物について、都道府県の区域又は自然的条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、当該農作物及び地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容
- 二 前号に該当する農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

3 導入指針においては、前項各号に掲げる事項のほか、同項第一号に該当する農業生産方式の導入を促進するために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 都道府県は、情勢の推移により必要が生じたときは、導入指針を変更することができる。

5 都道府県は、導入指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (導入計画の認定)

第4条 農業を営む者は、農林水産省令で定めるところにより、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標
- 二 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項
- 三 その他農林水産省令で定める事項

3 都道府県知事は、第1項の認定の申請があつた場合において、その導入計画が導入指針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

### (導入計画の変更等)

第5条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）は、当該認定に係る導入計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、認定農業者が前条第1項の認定に係る導入計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定導入計画」という。）に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第3項の規定は、第1項の認定について準用する。

### (農業改良資金融通法の特例)

第6条 農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第2条の農業改良資金（同法

第4条の特定地域資金を除く。)のうち政令で定める種類の資金であって、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式を導入するのに必要なものについての同法第4条(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第4条中「10年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(以下この条において「特定地域資金」という。)にあつては、12年)」とあるのは、「12年」とする。

#### 第7条 削除

(援助)

第8条 国及び都道府県は、認定導入計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

(報告徴収)

第9条 都道府県知事は、認定農業者に対し、認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第10条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。【平成11年10月25日】

附則(平成14年5月29日法律第51号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成19年3月30日法律第6号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第157条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第158条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成22年4月9日法律第23号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一第3条中農業信用保証保険法第66条第1項及び第68条から第70条までの改正規定並びに附則第14条の規定公布の日

(政令への委任)

第14条附則第2条から第4条まで及び第8条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成23年8月30日法律第105号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、交付の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第81条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお

従前の例による。

(政令への委任)

第82条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成25年11月22日法律第76号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成26年4月1日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律(以下「新特別会計法」という。)の規定は、平成26年度の予算から適用する。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令

(平成11年10月22日政令第334号)

最終改正：平成22年4月23日政令第127号

内閣は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条の政令で定める種類の資金は、農林水産大臣が定める基準に基づき、農業者が、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を原則として使用しない農業又はその地域において通常行われる有害動植物の防除若しくは施肥と比較して化学的に合成された農薬若しくは肥料の使用を減少させる農業を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するために必要な資金とする。

附則

この政令は、法の施行の日（平成11年10月25日）から施行する。

附則（平成14年6月21日政令第222号）抄

（施行期日）

第1条 この政令は、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律の施行の日（平成14年7月1日）から施行する。

附則（平成22年4月23日政令第127号）抄

（施行期日）

第1条 この政令は、改正法の施行の日（平成22年10月1日）から施行する。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則

(平成11年農林水産省令第69号)

(最終改正：平成25年農林水産省令第66号)

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第2条並びに第4条第1項、第2項第3号及び第3項（第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（持続性の高い農業生産方式に係る技術）

第1条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第1号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。

- 一 たい肥等有機質資材施用技術（土壤有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壤の性質について調査を行い、その結果に基づき、たい肥その他の有機質資材であって炭素窒素比がおおむね10から150の範囲にあるものを農地に施用する技術をいう。）
- 二 緑肥作物利用技術（土壤有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壤の性質について調査を行い、その結果に基づき、緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術をいう。）

2 法第2条第2号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。

- 一 局所施肥技術（肥料を作物の根の周辺に集中的に施用する技術をいう。）
- 二 肥効調節型肥料施用技術（肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する普通肥料のうち、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、オキサミド、石灰窒素、被覆加里肥料、被覆窒素肥料、被覆複合肥料、ホルムアルデヒド加工尿素肥料若しくは硫酸グアニル尿素、これらの肥料の一種以上が原料として配合されるもの又は土壤中における硝酸化成を抑制する材料が使用されたものを施用する技術をいう。）
- 三 有機質肥料施用技術（有機質（動植物質のものに限る。）を原料として使用する肥料を施用する技術をいう。）

3 法第2条第3号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。

- 一 温湯種子消毒技術（種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術をいう。）
- 二 機械除草技術（有害植物を機械的方法により駆除する技術をいう。）
- 三 除草用動物利用技術（有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いをを行う技術をいう。）
- 四 生物農薬利用技術（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第2項の天敵であって、同法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを利用する技術をいう。）
- 五 対抗植物利用技術（土壤中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術をいう。）
- 六 抵抗性品種栽培・台木利用技術（有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術をいう。）
- 七 土壤還元消毒技術（土壤中の酸素の濃度を低下させることにより、土壤中の有害動植物を駆除する技術をいう。）
- 八 熱利用土壤消毒技術（土壤に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壤中の有害動植物を駆除する技術をいう。）
- 九 光利用技術（有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術をいう。）
- 十 被覆栽培技術（農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術をいう。）
- 十一 フェロモン剤利用技術（農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって、農薬取締法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを使用する技術をいう。）
- 十二 マルチ栽培技術（土壤の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆

する技術をいう。)

(導入計画の認定申請手続)

第2条 法第4条第1項の導入計画は、別記様式により作成するものとする。

(導入計画の記載事項)

第3条 法第4条第2項第3号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農地の土壌の性質についての調査の結果
- 二 導入指針に土壌の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合にあつては、当該措置の実施に関する事項

(導入計画の認定基準)

第4条 法第4条第3項(法第5条第3項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 導入計画が導入指針に照らし適切なものであること。
- 二 導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積が、導入計画を作成した農業者に係る当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の相当部分を占めていること。
- 三 導入計画の達成される見込みが確実であること。
- 四 法第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項が同項第1号の目標を達成するため適切なものであること。

附則

この省令は、法の施行の日(平成11年10月25日)から施行する。

附則(平成18年3月16日農林水産省令第11号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成19年3月19日農林水産省令第10号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(平成25年10月8日農林水産省令第66号)

この省令は、公布の日から施行する。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行について

制定平成 11 年 10 月 25 日 11 農産第 6789 号農産園芸局長通知  
最終改正平成 23 年 11 月 21 日 23 生産第 5016 号生産局長通知

## 第 1 法制定の背景

農業は、食料の供給の機能のほか、国土や環境の保全といった多面的機能を有しており、このような機能を将来にわたって発揮していくことが必要である。本法に先だって公布・施行された食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）においては、我が国農業の持続的な発展を図るため、農業の「自然循環機能の維持増進」が不可欠である旨明記されている。

しかしながら、農業の生産面についてみると、近年、たい肥等の施用量が著しく低下してきている等土づくりがおろそかになる一方で、化学肥料・農薬への過度の依存による営農環境の悪化がみられるなど、環境と調和のとれた持続的な農業生産が立ち行かない事態も生じてきている。

また、農産物の消費面についてみると、有機農産物等化学肥料・農薬の使用を控えた農産物に対する消費者・実需者のニーズが高まってきている。

こうした状況に対処するためには、家畜排せつ物等の有効利用により得られるたい肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を行う農業生産方式の浸透を図ることが急務となっている。

農林水産省としては、従来から、「環境保全型農業」の取組を推進し、土づくりや化学肥料・農薬の使用の低減の促進を図ってきたところであるが、このような農業生産方式に対する農業者の取組は、いまだ不十分な状況となっている。

また、国際的にも、化学肥料・農薬の使用の節減等を行う持続的な農業を推進することが農業政策として重視されてきており、近年、OECD加盟国を中心として有機農業等の推進に関する仕組みが相次いで整備されてきている。

以上を踏まえ、環境と調和のとれた持続的な農業生産を推進していくためには、

- ① どのような生産方式を導入することが望ましいかということについて、都道府県が地域の実状を踏まえて、農業者が理解しやすい具体的な形で提示し、個々の農業者の取組に当たっての目標を明確にするとともに、
- ② このような農業生産方式を導入する農業者に対し、適切な支援措置を講ずるための、新たな枠組みの創設が不可欠であるとの観点から、本法が制定されることとなったものである。

## 第 2 審議の経緯

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案」は、平成 11 年 2 月 26 日に「肥料取締法の一部を改正する法律案」とともに、第 145 回国会提出法案として閣議決定され、その後、閣議決定された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案」を加えて、いわゆる「環境 3 法」として、国会に上程された。これらの法案は、まず、先議院である参議院で審議され、その後、衆議院で審議されたが、いずれにおいても全会一致で可決され、平成 11 年 7 月 28 日付けで公布されたところである。

なお、参議院農林水産委員会においては、本法案の採決に当たって、

- ① 農業の公益的機能を適正に評価する手法を確立し、国民の理解と支持を踏まえ、環境と調和のとれた持続的な農業への総合的な支援策の検討に取り組むこと
  - ② 地域の特性に即した技術開発・指導体制強化への取組を進めること
  - ③ 集団的に生産方式の導入が進むよう支援の充実と誘導策の強化を図ること
- 等を内容とする附帯決議が行われている。

## 第 3 今後の推進の方向

本法の目的として掲げている環境と調和のとれた農業生産の確保を図るためには、本法に基づく金融・税制上の支援措置のみならず、持続性の高い農業生産方式の導入の取組を幅広く支援していくことが肝要である。

このような観点から、本法の制定と併せて、特に、地域における集団的な取組を支援するため、関連する予算措置の充実を図ったところである。今後は、これらの予算措置を活用した普及指導センター、市町村等による展示ほの設置、技術の習得のための研修会の開催等を積極的に実施するとともに、こうした生産方式により生産された農産物である旨を

示すこと等によって、このような取組に対する消費者等の幅広い支持を得ていくことが必要である。

さらには、本法が、上述のように「環境3法」の一つとして制定されたことを踏まえ、耕種農業と畜産農業の連携の一層の強化を図りつつ、家畜排せつ物の有効利用によるたい肥化を促進するとともに、このようなたい肥の円滑な流通を通じて、本法の目指す土づくりを核とした生産方式の導入が促進されるよう努めることが重要である。

#### 第4 定義

この通達中の用語は、法の用語の例による。

#### 第5 持続性の高い農業生産方式

##### 1 趣旨

本法に基づく支援措置の対象となる「持続性の高い農業生産方式」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式である。すなわち、土づくりのための有機質資材の施用、肥料の施用及び有害動植物の防除に関する技術のうち土壌の性質を改善する効果が高いもの、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いもの及び化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものすべてを用いて行われるものである。(法第2条)

この生産方式は、①たい肥等の活用により、農業生産の基盤である農地について、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図るものであること(農地の生産力の持続性)、②化学的に合成された肥料・農薬の使用を減少させる技術の利用により、農業生産に伴う環境負荷の低減を通じ、良好な営農環境の確保に資するものであること(良好な営農環境の持続性)、③その生産物の量や質の水準を従来の生産方式の水準から低下させるようなものではなく、かつ、経営的な合理性を有しているものであること(生産物の量及び質の持続性、経済的な持続性)という性格を備えており、将来にわたって農業生産を持続的に行うことができる効果が特に高いものであると位置付けられる。

##### 2 持続性の高い農業生産方式を構成する技術

(1) たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高い技術施行規則第1条第1項において、

ア たい肥等有機質資材施用技術

イ 緑肥作物利用技術

を定めている。

たい肥等の有機質資材に含まれる有機物は、土壌の物理的、化学的及び生物学的性質を良好に保ち、また、可給態窒素等の養分を作物等に持続的に供給するために極めて重要な役割を果たすものである。したがって、土壌診断を行った上で、窒素成分と炭素成分のバランスがとれた有機質資材を施用することは、土壌有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質を総合的に改善する効果が高いものである。

(2) 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高い技術施行規則第1条第2項において、

ア 局所施肥技術

イ 肥効調節型肥料施用技術

ウ 有機質肥料施用技術

を定めている。

これらの技術は化学肥料の施用効率を著しく高めるか、化学肥料の施用に代替するものであることから、化学肥料の施用を減少させる効果が高いものである。

これらの技術の導入により、通常行われる施肥と比較して、化学肥料の施用を3割程度減少させることが期待される。

(3) 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高い技術施行規則第1条第3項において、

ア 温湯種子消毒技術

イ 機械除草技術

ウ 除草用動物利用技術

エ 生物農薬利用技術

オ 対抗植物利用技術

カ 抵抗性品種栽培・台木利用技術

キ 土壌還元消毒技術



- ク 熱利用土壌消毒技術
- ケ 光利用技術
- コ 被覆栽培技術
- サ フェロモン剤利用技術
- シ マルチ栽培技術

を定めている。

これらの技術は、化学的に合成された農薬の使用に代替する防除技術であることから、その使用を減少させる効果が高いものである。

これらの技術の導入により、防除対象とする有害動植物の防除に使用される化学的に合成された農薬の使用が代替され、通常行われる防除と比較して有意にその使用を減少させることが期待される。

なお、上記の技術の具体的な内容及び導入上の留意事項については、別記のとおりである。

## 第6 導入指針

### 1 趣旨

法第3条第1項に基づいて都道府県が定める持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）は、当該都道府県における土壌条件、気象条件等を踏まえて適切に区分した地域ごとに、その地域及び作物の特性に即した、当該生産方式の具体的な内容等を明確に示すものである。

また、導入指針は、農業者が目標とすべき作物別・地域別の具体的な生産方式を明らかにするものであり、農業者が本法に基づく支援措置を受けるために必要となる持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の作成及びその認定の前提となるものであることから、すべての都道府県において定めることができるとされている。

### 2 導入指針の策定

持続性の高い農業生産方式の対象となる主要な種類の農作物の選定に当たっては、作付面積、収穫量、生産額その他都道府県の農業における位置付け等を総合的に勘案し、できる限り幅広く対象を捉えることが適当である。

また、当該生産方式を定める区域の区分に当たっては、気象、地形及び土壌の性質といった自然的条件に配慮するものとする。

なお、農業者による当該生産方式の導入を促進する上での目安となるものとするため、必要に応じ、当該生産方式を導入した場合における標準的な化学的に合成された肥料・農薬の低減の程度、割合等を併せて示すことができる。

### 3 導入指針の変更

導入指針は、土づくり、施肥又は防除に関する技術の研究開発の進展その他必要が生じた場合には、これを変更することができることとされている。（法第3条第4項）

### 4 導入指針の公表

導入指針は、農業者が目指すべき生産方式の具体的な内容等を示すものであり、農業者が容易に知り得るようにしておかなければならないことから、都道府県は、導入指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととされている。

（法第3条第5項）この場合、都道府県の公報等により公表するとともに、市町村に通知する等により関係農業者及び関係農業団体等に対する周知徹底を図ることが適当である。

### 5 その他の農業関連計画との調和

導入指針は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく都道府県基本方針、その他の法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものとする必要があるため、これらに十分留意して策定することが適当である。

### 6 他部局との連携

都道府県の担当部局は、持続性の高い農業生産方式が環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第1項に規定する「環境への負荷」の低減に資する効果をも有することにかんがみ、導入指針を策定する際には、できる限り、環境への負荷の低減が図られるよう配慮するとともに、その策定及び変更に当たっては、あらかじめ当該都道府県の環境保全担当部局と協議することが適当である。

### 7 市町村との連携

都道府県は、導入指針が地域の特性に即した実効性のあるものとするため、必要に応じ、

地域の農業者、農業協同組合、市町村等の関係者・関係団体から意見を聴くことが適当である。

## 第7 導入計画の認定

### 1 趣旨

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）は、農業者が持続性の高い農業生産方式の導入を行うに当たり、金融・税制上の特例措置を受けようとするときに作成されるものであり、当該計画について都道府県知事の認定を受けることにより、このような特例措置を受けることができることとしたものである。

### 2 導入計画の作成者

導入計画を作成することができる者は、

- ① 一般的な技術と比べて技術水準の高いモデル性を有する農業生産方式を実施するのにふさわしい技術力を有し、かつ、
- ② 個々の経営における作物の種類、栽培するほ場、導入する技術等の要素の選定に関し、自ら決定するだけの判断力を有する者であることが必要であり、農業経営の主体である者、すなわち「農業を営む者」と考えられる。（法第4条第1項）

### 3 導入計画の作成等

導入計画の提出先は、持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農地を管轄する都道府県知事あてとする。

普及指導センターは、導入計画を作成しようとする農業者に対し必要な指導・助言を積極的に行うことが望ましい。

### 4 導入計画の認定基準

導入計画の認定は、

- ① 導入計画が導入指針に照らし適切なものであること（施行規則第4条第1号）、
- ② 目標とされている持続性の高い農業生産方式に係る作付面積が相当部分を占めていること（施行規則第4条第2号）、
- ③ 導入計画の達成される見込みが確実であること（施行規則第4条第3号）、
- ④ 法第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項が同項第1号の目標を達成するため適切なものであること（施行規則第4条第4号）

というすべての基準を満たす場合に行うこととされている。

施行規則第4条第2項においては、具体的に、持続性の高い農業生産方式を導入しようとする作物ごとに、その農業生産方式による作付面積が、当該作物の作付面積全体のおおむね5割以上を占めることを要件とすることとされている。

### 5 導入計画の変更

認定農業者は、認定導入計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならないこととされている。（法第5条第1項）この場合、法第4条第3項の規定は、変更後の導入計画の認定について準用することとする。（法第5条第3項）

### 6 認定導入計画の取消し

都道府県知事は、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認められる場合には、その認定を取り消すことができることとされている。（法第5条第2項）

ただし、このような場合であっても、都道府県知事は、本法の趣旨にかんがみ、認定導入計画を達成するよう積極的に必要な助言・指導に努めるとともに、達成が困難と思われる場合においては必要に応じて導入計画の変更について指導を行うなど、個々の事情を踏まえて対応することが肝要である。

## 第8 農業改良資金融通法の特例措置

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令（平成11年政令第334号）に掲げる資金は、農業者が導入計画の認定を受けて持続性の高い農業生産方式を導入する際に必要な資金を貸し付けるものである。持続性の高い農業生産方式を導入しようとする場合には、当該生産方式がたい肥等の活用による土づくりと化学肥料・農薬の使用を減少させる技術のすべてを併せて行う生産方式であり、複数の技術の導入に対応した機械、施設等を必要とすることから、貸付けの償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）を10年以内から12年以内に延長することとしている。（法第6条）

なお、この特別措置については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第120条及び同法施行令（平成23年政令第132

号) 第 12 条に基づき、東日本大震災(同法第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で、

- ① その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者
- ② その生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者のいずれかに該当するものが、東日本大震災の後平成 25 年 3 月 31 日までに貸付けを受ける場合、償還期限を 10 年以内から 15 年以内、据置期間を 3 年以内から 6 年以内に延長することとしている。

## 第 9 その他

### 1 援助

都道府県においては、認定農業者による認定導入計画の達成を促進するため、普及指導センターによる導入計画の策定の指導・助言、普及指導員の巡回による技術指導等に努めるものされている。(法第 8 条)

### 2 市町村との連携

本法において、導入指針の策定、農業者が作成した導入計画の認定等は、都道府県の事務とされており、市町村の役割について特段の規定が設けられていない。これは、持続性の高い農業生産方式の内容については、技術的要素が大きく、土づくりや施肥・防除に関する専門的知見が必要となることから、都道府県の普及指導センターの専門的知識と経験を活用することが最も適当であること等を踏まえたものである。

しかしながら、本法の円滑な運用を図るためには、補助事業の活用等による啓発指導、たい肥化施設等共同利用施設の整備等による農業者への支援等市町村の果たすべき役割も大きいものであることから、引き続き市町村の理解と積極的な協力が得られるよう特段のご配慮をお願いする。

(別記)

法第 2 条に基づき農林水産省令で定める技術の具体的内容及び導入上の留意事項について

### 1 たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が 高い技術

#### (1) たい肥等有機質資材施用技術

土壌診断(可給態窒素含有量及び土壌有機物含有量を含む土壌の性質の調査・分析)を行い、その結果に基づき、たい肥等有機質資材であって窒素成分と炭素成分のバランスのとれたもの(炭素窒素比(C/N比)がおおむね 10 から 150 の範囲となるもの)を施用する技術をいう。

たい肥等有機質資材の範囲としては、たい肥のほか、稲わら、作物残さ等が含まれるものと考えられるが、樹皮及びおがくずについては、炭素窒素比が大きく、作物の生育に障害を与えるおそれがあるので含まれない。また、施用する種類や量については、土壌診断の結果に基づく適正なものと考えられるものとし、過剰な施用や未熟なたい肥の施用により、作物の生育を悪化させ、又は地下水の汚染等環境に負荷を与えることのないよう留意する必要がある。

#### (2) 緑肥作物利用技術

土壌診断(可給態窒素含有量及び土壌有機物含有量を含む土壌の性質の調査・分析)を行い、その結果に基づき、緑肥作物(農地に有機物や養分を供給するために栽培される作物)を栽培して、農地にすき込む技術をいう。

緑肥作物の種類は限定しないものの、有機物や養分に富み、農地にすき込むものであり、地域に適合したものを選択することが必要である。また、本技術の導入に併せて合理的な輪作体系の確立を図ることが望ましい。なお、選択した緑肥作物の種類によっては、対抗植物としての効果を有するものがあり、この場合は、法第 2 条第 3 号の技術である「対抗植物利用技術」を同時に導入しているものとみなす。

### 2 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が 高い技術

#### (1) 局所施肥技術

肥料を作物の根の周辺に局所的に施用する技術をいい、水稲作における側条施肥もこれに含まれる。

本技術の導入においては、肥料による作物への濃度障害を回避する観点から、農作物の種類、肥料の種類等に応じて施肥する位置等を調整する必要がある。また、労働時間の軽減を図る観点から、側条施肥田植機や畝立マルチ施肥機等局所施肥と同時に他の生産行程を行う農業機械を積極的かつ効率的に利用することが望ましい。

#### (2) 肥効調節型肥料施用技術

本技術は、普通肥料のうち、いわゆる被覆肥料、化学合成緩効性肥料及び硝酸化成抑制剤入り肥料を施用する技術をいう。

本技術の導入においては、これらの肥効調節型肥料の種類により肥効パターンが異なることを十分考慮し、農作物の種類、土壌条件及び気象条件に応じて肥料の種類を選択する必要がある。

#### (3) 有機質肥料施用技術

有機質（動植物質のものに限る。）を原料として使用する肥料を施用する技術をいう。

施用する種類や量については、土壌診断の結果、農作物の種類、含有する肥料成分量等を勘案して適正と考えられるものとし、過剰な施用や未熟なたい肥の施用により、作物の生育や品質を悪化させ、又は環境に著しい負荷を与えることのないよう留意する必要がある。なお、本技術で利用される肥料には、いわゆる有機入り化成肥料も含まれるが、上記の二つの技術が、化学肥料の使用を3割程度低減することが可能であることを考慮すれば、有機質由来のものが原料ベースで3割以上含まれているものを使用することが望ましい。

### 3 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いもの

#### (1) 温湯種子消毒技術

種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術をいう。本技術の導入においては、浸漬する温度や時間により防除効果や発芽率等が変動することから、適切な条件の下で行うことが必要である。

#### (2) 機械除草技術

有害植物（有害動物の発生を助長する植物を含む。）を機械的方法により駆除する技術をいう。本技術の導入においては、除草用機械による除草を効率的に行えるよう、農作物の栽植様式の調節やほ場の規模に応じた機械の種類を選択を行うことが必要である。

なお、本技術には、畦畔における有害動物の発生を助長する植物を機械的方法により駆除する技術が含まれる。

#### (3) 除草用動物利用技術

有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いをを行う技術をいう。具体的には、アイガモ又はコイを利用した水稻作が想定されるが、このほか、都道府県農業試験場等で駆除効果が明らかとされた小動物を利用するものも含まれる。本技術の導入においては、除草用動物が野犬等の外敵の被害を受けないよう、柵等で保護するなど適切な条件で行うことが必要である。

#### (4) 生物農薬利用技術

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第2項の天敵であって、同法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを利用する技術をいい、捕食性昆虫、寄生性昆虫のほか、拮抗細菌、拮抗糸状菌等を導入する技術及びバンカー植物（天敵の増殖又は密度の維持に資する植物をいう。）を栽培する技術等が含まれる。本技術の導入においては、害虫の発生密度や施設内の温度湿度等により防除効果の変動することから、適切な条件の下で行うことが必要である。

#### (5) 対抗植物利用技術

土壌中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術をいう。対抗植物の種類は限定しないものの、都道府県農業試験場等で防除効果が明らかにされ、地域の特性に適合したものを選択することが必要である。また、本技術の導入においては、対抗植物の防除効果は特異性が高いことから、防除対象とする線虫等有害動植物の種類に応じて、その種類を選択することが必要であるとともに、合理的な輪作体系の確立を図ることが望ましい。なお、対抗植物には、有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する植物のみでなく、有害動植物の土壌中における密度を下げる等の効果が期待される非寄生植物も含まれる。

#### (6) 抵抗性品種栽培・台木利用技術

有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術をいう。抵抗性品種・台木の種類は限定しないものの、都道府県農業試験場等で防除効果が明らかにされ、防除対象とする有害動植物の種類や地域の特性に適合したものを選択することが必要である。

#### (7) 土壌還元消毒技術

土壌中の酸素の濃度を低下させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術をいう。具体的には、畑において、有機物を施用するとともに、土壌中の水分を十分高めた上で、資材により被覆した状態を継続する技術のほか、都道府県農業試験場等で防除効果が明らかにされた技術が含まれる。なお、土壌を被覆する資材については、適正に処理せずに廃棄すると、大気汚染等の環境負荷を与える恐れがある資材もあることから、使用後の処理が適正に行われるよう指導する必要がある。また、施用する有機物については、肥料成分を含有していることから、過剰な施肥につながらないよう留意する必要がある。

#### (8) 熱利用土壌消毒技術

土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術をいう。具体的には、太陽熱土壌消毒技術、熱水土壌消毒技術及び蒸気土壌消毒技術である。本技術の導入においては、気候条件や土壌条件等により防除効果変動することから、地域の特性に適合したものを選択することが必要である。なお、土壌に熱を加える前にその表面を資材で被覆する場合については、適正に処理せずに廃棄すると、大気汚染等を引き起こす恐れがある資材もあることから、その使用後の処理が適正に行われるよう指導する必要がある。

#### (9) 光利用技術

有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術をいう。具体的には、シルバーフィルム等の反射資材、粘着資材、非散布型農薬含有テープ、黄色灯及び紫外線除去フィルムを利用する技術である。なお、粘着資材の利用と生物農薬利用技術を組み合わせて行う場合は、粘着資材で天敵を捕殺しないよう注意する必要がある。

#### (10) 被覆栽培技術

農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術をいう。具体的には、べたかけ栽培技術、雨よけ栽培技術、トンネル栽培技術、袋かけ栽培技術、防虫ネットによる被覆栽培技術等である。本技術の導入において、有害動植物による被害を予防する観点から、最適な被覆資材の選択、被覆状態の維持を行うことが必要である。なお、本技術に用いられる資材は、適正に処理せずに廃棄すると、大気汚染等を引き起こす恐れがある資材もあることから、使用後の処理が適正に行われるよう指導する必要がある。

#### (11) フェロモン剤利用技術

農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって、農薬取締法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを利用する技術をいう。本技術の導入において、害虫の発生密度やほ場の規模等により防除効果変動することから、適切な条件で行うことが必要であるとともに、併せて発生予察を行うことが望ましい。

#### (12) マルチ栽培技術

土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術をいう。本技術の導入においては、まん延防止効果を維持する観点から、最適な被覆資材の選択、被覆状態の維持を行うことが必要である。また、本技術には、わら類、被覆植物によるマルチ栽培技術も含まれる。なお、本技術に用いられる資材は、適正に処理せずに廃棄すると、大気汚染等を引き起こす恐れがある資材もあることから、使用後の処理が適正に行われるよう指導する必要がある。